

## 品川区障害者団体補助金交付要綱

制定	昭和53年7月14日	区長決定 要綱第129号
改正	平成13年4月1日	要綱第113号
改正	平成20年3月31日	要綱第32号
改正	平成21年3月25日	要綱第292号
改正	平成24年5月28日	要綱第162号
改正	平成27年3月31日	要綱第347号
改正	平成30年5月18日	要綱第155号

### (補助金の目的)

第1条 品川区障害者団体補助金（以下「補助金」という。）は、品川区内の障害者団体（以下「補助事業者」という。）が会員の福祉向上および会の発展のため実施する事業の拡充強化を図り、もって区内の障害者（児）の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (補助金の交付対象)

第2条 補助金は、次に掲げる補助事業者が当該年度において実施する事業に要する経費のうち、区長が必要かつ相当と認めたものに相当する額の範囲内で交付する。

- (1) 品川区手をつなぐ育成会
- (2) 品川区肢体不自由児・者父母の会
- (3) 品川区重症心身障害児（者）を守る会
- (4) 品川区視覚障害者福祉協会
- (5) 品川区聴覚障害者協会
- (6) 品川区身体障害者友和会
- (7) 品川区精神保健福祉家族会（かもめ会）

### (補助金の交付額)

第3条 前条に規定する補助金の交付額は、補助事業者の実施する事業の前年度の実績を勘案し、福祉部長が別に定める。

### (交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は、補助事業者に対し別記第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに、別記第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは、補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回できる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、これの決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第3号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消等)

第9条 区長は、補助金の交付を決定した後、当該補助事業がその後の事情の変更に より特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、 またはその条件の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

(変更の承認)

第10条 補助事業者が、次の各号の一に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- (3) 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難になった場合は、すみやかに報告し、指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の適正円滑な執行を図るためその遂行の状況に関し、区長から報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第13条 区長は、補助事業者が提出する報告、もしくは地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象事業に適合するよう処置をとるべきことを命ずる。

2 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助対象事業終了後（または会計年度終了後）すみやかに別記第4号様式により補助対象事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第15条 区長が補助職員をして、補助対象事業の遂行状況および経理について、検査をさせた場合または報告を求めた場合は補助事業者はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかななければならない。

(決定の取消)

第17条 次の各号の一に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) いつわりその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約金)

第19条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは補助事業者は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和53年7月14日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和55年5月26日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和56年5月20日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和57年5月13日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。  
ただし、第2条の改正規定については、昭和57年4月11日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月25日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和61年7月23日から施行し、昭和61年4月27日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年5月14日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年5月18日から適用する。

様

品川区長

年度品川区障害者団体補助金交付予定額について（通知）

品川区障害者団体補助金交付要綱に基づき、本年度分交付予定額、  
金                                  円を内示するので、下記により申請願います。

記

1. 申請書提出期限 年 月 日（ ）または総会終了後 10 日以内

2. 提出書類
- |     |             |
|-----|-------------|
| (1) | 年度 補助金交付申請書 |
| (2) | 年度 補助金事業計画書 |
| (3) | 年度 補助金収支予算書 |
| (4) | 年度 単位事業計画書  |
| (5) | 年度 会の収支予算書  |
| (6) | 年度 会 則      |
| (7) | 年度 会 員 名 簿  |
| (8) | 年度 総会議案書・資料 |
- 
- |      |             |
|------|-------------|
| (9)  | 年度 補助金実績報告書 |
| (10) | 年度 補助金収支決算書 |
| (11) | 年度 参加者負担金調書 |
| (12) | 年度 会の収支決算書  |

※ (1)～(4)・(9)～(11)は所定の様式、(5)～(8)・(12)は貴会作成の書類を添付するものです。

※ (8)の総会議案書・資料は、総会が終わっていない場合、終了後すみやかに提出してください。

3. 提出先

年 月 日

品川区長あて

住所 \_\_\_\_\_

申請者 団体名 \_\_\_\_\_

代表者 会長 \_\_\_\_\_ 印

年度品川区障害者団体  
補助金交付申請書

品川区障害者団体補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 添付書類

- |                 |   |          |
|-----------------|---|----------|
| (1) 年度 補助金事業計画書 | } | 別紙様式のとおり |
| (2) 年度 補助金収支予算書 |   |          |
| (3) 年度 単位事業計画書  |   |          |
| (4) 年度 収支予算書    | } | 本会作成の書類  |
| (5) 年度 会 則      |   |          |
| (6) 年度 会 員 名 簿  |   |          |
| (7) 年度 その他参考資料  |   |          |
|                 |   | — 総会議案書等 |

3. 連絡先担当者 氏名 \_\_\_\_\_

電話 (FAX) \_\_\_\_\_

第2号の2様式（第5条関係）

年度 補助金事業計画書

団体名 \_\_\_\_\_

No.	事業名	目的	実施時期	内容および執行計画
1				



第2号の3様式(第5条関係)

年度 補助金収支予算書

No.	事業名	予算額	団体名 負担区分		説明
			会負担金	区補助金	
合 計					

第2号の4様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所  
団体名  
代表者 印

単 位 事 業 計 画 書

年度補助金対象事業を下記のとおり計画し実施いたしますので補助金を  
交付されたく申請いたします。

交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

事 業	事 業 名		
	目 的		
	実 施 期 間		
	内 容 お よ び 実 施 計 画		
予 算	予 算 額		
	負 担 区 分	会・負担金	
		区・負担金	
説 明			

※ 実施時期の1か月前に申請してください。

第3号様式（第8条関係）

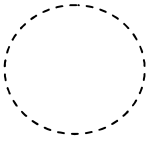
年 月 日

品川区長 へ

住 所 品川区 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 会長 \_\_\_\_\_ 印



年度品川区障害者団体補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった、品川区障害者団体補助金について下記のとおり請求します。

記

補助金請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

第4号様式（第14条関係）

年 月 日

品川区長あて

住所 \_\_\_\_\_  
補助事業者 団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 会長 \_\_\_\_\_ 印

年度 品川区障害者団体補助金  
交付要綱に基づく事業実績等について（報告）

上記要綱に基づき補助金の交付を受けましたが、補助金対象事業を完了しましたので、下記の書類を添え、事業実績の報告をいたします。

記

1. 年度 補助金事業実績報告書
  2. 年度 補助金収支決算報告書
  3. 年度 補助金事業参加者負担金調書
  4. 年度 本会の収支決算報告書
- 別紙様式のとおり  
— 本会作成の書類

(第4号様式の2)

年度 補助金事業実績報告書

補助事業者名

事業名	実施時期	事業実績	摘要

(第4号様式の3)

## 年度 補助金収支決算報告書

補助事業者名

---

収入額 ¥

---

支出額 ¥

---

差引額 ¥

---

### 収入の部

負担区分	予算額	収入額	増減	摘要
計				

支出の部

事業名 / 科目	予算額		決算額		残額		摘要
	会	区	会	区	会	区	
合 計							